

契約書作成に伴う印紙税の取扱いについて

昭和57年10月27日
北九契一第224号
契約室長から各局・区・
室等総務担当部長あて

建設工事の請負契約をはじめとして、あらゆる契約において作成する契約書に関して、印紙税の取扱いについて、小倉税務署と協議の結果、次の事項が明確となりましたので、関係職員に周知されると共に、該当する事例があれば早急に相応の措置をとられるようお知らせします。

記

- (1) 契約書は通常正本二通を作成し、契約者の双方が各一通を保管することとなる。この場合、市が保管する契約書は、印紙税法に基づく印紙を貼付し、契約の相手方が保管することとなる契約書には、印紙税は免除される。
- (2) ところで、この二通の契約書の他に、単に事務上の必要から、契約の相手方に、ゴム印を押印させ、あるいはカーボン等を利用して同時複写で契約書等を作成し、市に提出させた場合は、契約の相手方の押印の有無に関係なく、この複製にも全て印紙を貼付しなければならない。
- (3) ただし、複製の作成方法として、正本である契約書をもとに複写機を利用して作成することは差しつかえない。
- (4) 以上のことは、建設工事の請負契約書だけにとどまらず、あらゆる種類の契約書についても該当する。